

## 告示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 木村 暢 宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
番二五地先まで 地先から同市岸町二丁目二一 川越市岸町二丁目二一番二五	番二三地先まで 地先から同市岸町二丁目二一 川越市岸町二丁目二一番二三	区 間
二二・四四 二七・四九	二一・六八 二六・八三	敷地の幅員 (メートル)
一六・六一		延長 (メートル)
道路整備事業による。		備 考